

	新潟市教育委員会 平成21年11月 定例会会議録			
日 時	平成21年12月1日(金) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	高山 委員			
	田中 委員			
	小嶋 委員			
	山田 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	市橋 浩	教職員課長	逢坂 健太郎
	教育次長	長谷川裕一	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	学校支援課長	南 敦
	事務局参事	大科 俊夫	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	教育総務課長	川瀬 正之	生涯学習センタ ー次長	和田 明彦
	学務課長	朝妻 厚雄	中央図書館 企画管理課長	上山 茂実
	施設課長	芋川 常治		
	保健給食課長	朝妻 博	教育総務課 長補佐	佐藤 栄治
	生涯学習課長	玉木 一彦	教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午前 9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第17号	議案第17号 平成21年12月議会定例会の議案について (1) 平成21年度新潟市一般会計補正予算について
	議案第18号	議案第18号 平成21年11月議会臨時会議案に係る教育長の代理について (1) 平成21年度新潟市一般会計補正予算について (2) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について
報告 (6件)	記 号	件 名
		第9次新潟市立学校適正配置審議会委員について
		新潟市立学校適正配置審議会の審議状況について
		北区自治協議会の建議について
		多忙化解消検討会議について
		幼稚園教員採用選考検査の最終選考検査結果について
		職員の人事について
協議題 (3件)	記 号	件 名
		新潟市生涯学習推進基本計画の素案について
		「新潟市子ども読書活動推進計画」の素案について
		「新潟市立図書館ビジョン」の素案について

## 第1 開会宣言

○委員長 午前9時30分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 山田委員，高山委員 両委員を指名。

## 第3 付議事件

○委員長 それでは、付議事件議案第17号平成21年12月議会定例会の議案について、平成21年度新潟市一般会計補正予算につきまして、施設課長、お願いします。

○施設課長 施設課でございます。

議案第17号平成21年12月議会定例会，平成21年度新潟市一般会計補正予算についてご説明いたします。

このたびの補正の内容といたしましては、一つ目が学校施設の耐震化の促進として、平成22年度以降に実施を予定しておりました小学校，中学校の校舎及び屋内体育館の耐震補強工事に係る予算を前倒しして着手させていただき，それに伴う歳入，歳出予算を補正するとともに，同額の繰り越しをするものでございます。

内訳につきましては，校舎の補強工事を小学校5校，中学校4校，屋内体育館の補強工事を小学校では15校，中学校では3校で実施するとともに，補強工事により耐震性が確保できない小学校1校の屋内体育館について建て替えで対応するものでございます。これにより，地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

具体的には議案に記載のとおり，学校施設耐震補強工事の追加予算といたしまして，歳出で19億2,900万円を増額補正するとともに，同額について繰り越しの明許を設定するものでございます。

また，歳入につきましても，18億8,848万円を増額補正するものでございます。

二つ目が，学校体育施設の整備としまして，中学校に武道場を建設するものでございます。これも国の平成21年度の第一次

補正予算による国庫補助金を活用し、武道場未整備校のうち早期の着工が可能な早通中学校及び白根第一中学校の2校について、今年度中に着工させていただくものでございます。それに伴う歳入、歳出予算を補正するとともに、同額の繰り越しの明許を設定するものでございます。耐震補強工事と同様、早期事業着工により地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。具体的には歳出で1億8,300万円を補正するとともに、同額について繰越明許を設定するものでございます。

また、歳入につきましても、1億8,292万1,000円を補正するものでございます。

以上で施設課の説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○高山委員

武道場というのは、体育館ではだめなのですか。

○施設課長

現在、実際に体育館で畳などを敷いて対応している学校もあるのですが、どうしても畳の出し入れに時間がかかるということと、専用の施設ではないので畳がずれて、そこに足が入って捻挫をするなど、事故につながる恐れがありますので、専用の武道場というものの整備が急務だと考えています。

○高山委員

恐らく、今回、早通と白根第一のほかにもたくさんやらなければならないところがあるということですか。

○施設課長

58の中学校がある中で、現在、私どもが整備を検討している学校は12校でございます。今回のこの2校の整備で、残り10校、これについてこれからどういった形で整備ができるのか検討してまいりたいと思っております。

○高山委員

この間の事業仕分けで、学校施設関係では耐震化に限定するというような結論が出ていたようです。政治判断を待たなければいけないわけですが、そうすると、こういうものも、もし政治判断としてそういう方針がまかり通ったならば廃止になるということですね。

○施設課長

私どもの方でも非常に注意をして見ているところなのですが、これについては、整備の費用が2分1ということで、整備そのものがそれほど、耐震等に比べて費用がかかるものではないのですが、やはり2分の1というのは大きいので、その辺のところは注視して、これからどのようにしていくか、検討の中に盛り込んでいきたいと考えています。

○高山委員

もう一つ検討課題として予算面が増えたということですね。

	わかりました。
○山田委員	今のところなのですが、武道場の建設にかかわって、国の補助が2分1ということですか。
○施設課長	そのとおりでございます。
○山田委員	これは国庫補助金と市債となっているのですが、この市債のうち、そこへまた補助が入るわけですね。
○施設課長	武道場の整備ということで、この事業のうち、補助というのが2分の1の部分の2億3,000万円、残りのものについては市債ということですが、これは全部市の方で、残りの部分について起債をして。
○山田委員	武道場の整備ということで、この事業のうち、補助の2分の1の部分4,392万円、残りのものについては市債ということですが、これは全部市の方の負担となります。
○施設課長	この事業費の中ですべて補助対象となるものではなくて、例えば解体の費用については市単独でやりなさいということになっておりますので、ここに載せてある金額丸々2分の1ということではなくて、中には市単独で持たなければいけないもの、これは補助が出るものと分けられておりますので、単純に2分の1ということではできないということであります。
○山田委員	そうしますと、1億8,000万円のうち、補助が出ないところが相当あるわけですね。要するに2分の1というのは8,000万円に対する2分の1で概ね4,000万円という考えなのですね。8,000万円であれば1億4,000万円ですからね。6,000万は補助が何も出ないということですよ。武道場についても同じですよ。これは国が景気対策で、そこは補助をつけますよと、出資しますよということで県あるいは市に通知があると。それに対して新潟市は、武道場については2か所で事業を進めてみようということで申請するのですか。それとも、2か所でやっていますよというふうにくるわけですか。
○施設課長	今回は2か所で上げさせていただきました。
○山田委員	どちらの意思で2か所になっているのですか。
○施設課長	今回は新潟市の意思で2か所になっております。ただ、今回は2か所につきましたけれども、例えば4か所上げて2か所しかつかないという場合もございますが、今回は市の判断で2か所上げて2か所ともついているということでございます。
○山田委員	市の判断ということであれば、ある程度のめどがあつて2か所という要望は出るけれども、県から何か所と言われると、補助の関係が大変になるだろうという思いがしたものですから、

	お聞きしました。
○委員長	<p>そのほかにございますか。</p> <p>聞き漏らしたのかもしれませんが、早通中学校と白根第一中学校の2校を選定された理由はあるのでしょうか。</p>
○施設課長	<p>12校ある中で、すぐに事業着手ができるところが白根一中と早通中ということでございます。</p>
○委員長	<p>ということは、武道場にふさわしい施設がこの2校にはあるということでしょうか。</p>
○施設課長	<p>まず、整備すべき武道場がないということと、来年度すぐに事業着手できる、例えば場所が確保されているとか、そういったことで来年度事業着手が可能なところが12か所のうち2か所だったということでございます。</p>
○委員長	<p>平成24年度までこれから2年弱くらいあるのですけれども、この辺の優先順位というものはある程度決まっているのでしょうか。</p>
○施設課長	<p>今年度中にその状況を見ながら、例えば近隣に使用可能な武道施設があるというところにあえて武道場を設置する必要はないだろうということもありますので、個々の12校の状況を見て、どの部分から優先的にやっていくかということを今年度中に計画という形で策定していきたいと考えています。</p>
○委員長	<p>武道場はそれぞれが個別にあればいいのでしょうかけれども、ある程度納得するような形の優先順位のつけ方をさせていただきたいと思います。</p>
	<p>そのほかにございますか。</p>
○小嶋委員	<p>今のことに関連しまして、平成24年度から武道の授業が始まるということですので、区の中に幾つかうまく配置できているということでしょうか。授業を展開していく上で必要なわけですから。</p>
○施設課長	<p>すべての中学校に武道場を設置していくということでございます。</p>
○委員長	<p>そのほかにございますでしょうか。</p> <p>なければ、この議案に対して承認していただいてよろしゅうございますか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案第17号は承認されました。</p> <p>続きまして、議案第18号平成21年11月議会臨時会議案に係る教育長の代理について。(1)平成21年度新潟市一般会計補正予算について。教育総務課からお願いします。</p>

○教育総務課長

教育総務課でございます。

議案第 18 号「平成 21 年 11 月議会臨時会議案に係る教育長代理について」のうち、(1)平成 21 年度一般会計補正予算についてご報告いたします。このうち、教育委員会関係分といたしまして、人件費補正に係るものであり、複数課にわたり内容が重複いたしますので、教育総務課が一括してご説明申し上げます。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく、給与改定の概要についてご説明申し上げます。今回の給与改定では、職員給与が民間給与を上回ったことのほか、一時金につきましても、年間支給月数において本市の職員が民間を上回っていることから、民間との格差を解消するために、一般棒給表においては、民間給与より低い若年層を除き、平均で 0.185%の引き下げを行うほか、期末・勤勉手当の支給月数を年間で 0.3 月引き下げるものでございます。

また、教育職員の給与改定につきましても、新潟市人事委員会勧告に基づき、新潟県の教育職員の給与改定に準じて行うこととし、教育職俸給表を 0.2%引き下げるほか、期末・勤勉手当を年間で 0.35 月分引き下げるものでございます。

それでは、補正予算額についてご説明申し上げます。

お配りしてあります資料「平成 21 年度人件費関係補正額調」をご覧ください。教育委員会での補正予算額は、「教育委員会会計」の補正額計上額欄に記載されております。1 億 1,346 万 2,000 円の減額となっております。

内訳といたしましては、給与改定による減額分が 1 億 5,310 万 2,000 円、職員の人事異動等による調整分が 3,964 万円の増額となっております。

なお、共済費については、給与改定以外の分として、1 億 486 万 8,000 円と大きく増額となっておりますが、主な要因といたしましては、長期給付にかかる事業主負担分のうち、基礎年金公的負担分及び追加費用分の率が大きくなったことによるものでございます。費目ごと、各所属ごとの内訳は資料に記載のとおりでございます。

教育総務課からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

関連がございますので、一括ご説明をしていただきまして、ご承認いただきたいと思います。

○教職員課長

それでは、教職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正につきまして、教職員課からお願いいたします。

おはようございます。引き続きまして議案第 18 号「平成 21 年 11 月議会臨時会議案に係る教育長の代理について」のうち、  
(2) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

資料は 3 ページ、4 ページが概要、5 ページから 16 ページが条例の改正案文、17 ページから 33 ページが新旧対照表となっております。主に概要によりご説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。

今回、教育長で 11 月議会臨時会に上程させていただいた議案は、「新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例」等の一部を改正する条例でございます。今回改正となる条例は、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例と平成 18 年制定の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例です。今年度の新潟市の人事委員会勧告等に基づき、新潟県における教育職員の給与改定に準じ、市立高等学校及び幼稚園教育職員の俸給表及び義務教育等教員特別手当などの改定を行ったものです。

それでは、改正内容を順にご説明いたします。

はじめに、第 1 条の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正についてです。改正点は 3 ページの①、②の 2 点です。まず、1 点目は、本年度の新潟市人事委員会の勧告に基づき、新潟県の教育職員の給与改定の内容に準じて、俸給月額を引き下げを行うものです。具体的には、5 ページにある条例別表第 1 の高校教員の俸給月額を定めた教育職俸給表 (1) 及び 10 ページの幼稚園教員の俸給月額を定めた教育職俸給表 (2) を、若年層を除き平均 0.2%引き下げるものです。施行日は平成 21 年 12 月 1 日となります。

3 ページにお戻りください。改定の 2 点目は、条例第 13 条の義務教育等教員特別手当の最高限度額を 1 万 5,900 円から 1 万 1,700 円に引き下げるものです。義務教育等教員特別手当は教員にすぐれた人材を確保することを目的として設けられた手当ですが、国における教育職員の給与優遇措置の縮減方針を受け、県の改定に準じて、昨年に引き続き当該手当を引き下げるものです。手当額の詳細は人事委員会規則で定めることとなりますが、概ね本給の約 3.0%相当の支給から約 2.2%相当の支給となるものです。施行日は平成 22 年 1 月 1 日からとなります。



続いて4ページをご覧ください。第2条の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。この第2条は俸給表の改定と同じく、人事委員会の勧告に基づき新潟県の教育職員の給与改定の内容に準じて、平成18年4月1日の俸給表改正に伴う経過措置額、いわゆる現給保障額の引き下げを行うものです。この現給保障額とは、平成18年4月1日に実施された俸給表の大幅な減額改正により、新たに受けとる俸給月額が、それまでの俸給月額に達しない職員に経過措置として改正前の額を保障するものです。

今回の改正は附則第7項で定めている現給保障額を県に準じ0.24%引き下げる内容となっております。施行日は俸給表改定と同じく平成21年12月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告に対しご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○山田委員

どうもよくわからないのですが、2ページのことについて質問したいと思います。

生涯学習総務費は増額になっているけれども、他はほぼ全部補正が減額になっているわけですね。これはどうして増額になるのですか。

○教育総務課長

増額の原因といたしましては、報酬と共済費が増えております。報酬につきましては、青少年室分が平成21年度から福祉部門から教育委員会に入って人員増になっておりますので、その分について増額しております。

○山田委員

特に人員が増えたということではなくて、所属が替わったということではないのですね。

○教育総務課長

そうでございます。

○高山委員

義務教育等教員特別手当というのは人材確保法によるものなのですか。

○教職員課長

昭和48年に制定されましたいわゆる人材確保法により、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定めまして、教員にすぐれた人材確保をし、義務教育水準の維持向上を目的に新設されたものです。

○高山委員

その改定ということですね。

○教職員課長

そのとおりです。

○委員長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、議案第18条平成21年度11月議会臨時会議案に係る教育長の代理につきましてご承認いただけますでしょうか。ありがとうございました。

#### 第4 報 告

○委員長

それでは、引き続きまして報告事項に移らせていただきます。

最初に、第9次新潟市立学校適正配置審議会委員について、学務課より、ご報告をお願いします。

○学務課長

学務課でございます。

学校適正配置審議会の委員につきまして報告させていただきます。35ページをご覧いただきたいと思います。委員の構成でございます。

去る10月9日に齋藤勉委員長が急逝されました。それに伴い、11月4日に委員の互選により、副委員長であった雲尾周氏を委員長に、畠山満氏に副委員長をお願いすることとなりましたので、報告させていただきます。

なお、今の委員で1年半審議してまいりましたので、委員の補充は行わないこととさせていただきたいと思っております。

2点目の報告をさせていただきます。その前に、お手元の資料でございますが、西区までの資料が配付されていると思います。昨日、西蒲区まで方向性がまとまりましたので、36ページから42ページまでをお手元の資料に差し替えていただきたいと思います。

36ページからでございますけれども、9月に中央区と江南区の状況を説明させていただきました。その後、中央区の白新中学校区の方向性がまとまりました。また、秋葉区、南区、西区、西蒲区までまとまりましたのでご報告させていただきたいと思っております。

概要としまして、中央区の中学校在1校減、小学校では5校減の1校新設、4校減となっております。

2の江南区の方向性では中学校で2校減、小学校でも2校減の案となっております。

3の秋葉区では中学校が2校減、小学校が6校減。

4の南区では中学校が4校減、小学校が6校減。

5の西区では中学校が2校減、小学校が4校減。

6の西蒲区では中学校が2校減、小学校が4校減の案となっております。

では詳しく説明させていただきます。37ページは、現在の中

中央区の方向性（案）をまとめたものです。審議中でございましたAの白新中学校は寄居中学校と組合せ、白新中学校区の鏡淵小学校と白山小学校を組み合わせる案になっております。

39 ページの江南区の方向性（案）は変更ございません。

40 ページは秋葉区の方向性（案）でございます。秋葉区の平成27年度の推計では、中学校の生徒数は2,120人、小学校の児童数は3,809人で平成21年度と比べて中学校はほぼ同数でございますが、小学校は秋葉区全体で約410人減少する見込みとなっております。中学校の検討対象は小規模校の小合中学校と金津中学校、小須戸中学校の3校でございました。審議会では小合中学校と金津中学校の組合せで9学級になるのですが、小須戸中学校が小規模のまま残ってしまうことから、市町村の枠を超えてしまいなかなか難しい案だと思いますが、地域の皆さんと協議していく案ということで、秋葉区南部の3校を組み合わせることになっております。ここでは、小合中学校と新津第一中学校との組合せ、金津中学校と小須戸中学校との組合せをセットにする案が検討されました。新津第一中学校区には販売中の宅地がたくさんございまして、その動向によっては新津第一中学校が大規模校になる可能性がございます。小合中学校と組み合わせるとさらに大きくすることはできないということから、この案になっております。

小学校では満日小学校など7校が小規模校で検討対象となりました。特に満日小学校は複式学級があり4学級になる見込みでございます。表の結小学校の下にある再編校は、市之瀬小学校と結小学校の一部を再編して、平成23年4月に新設する予定の小学校でございます。

新津第五中学校の4校ですが、新関小学校は合併建設計画による建て替え中でございます。また、新津第二小学校は14学級で適正規模でございます。

審議会では満日小学校の複式学級解消を急ぐべきというご意見、新関小学校は建て替えたばかりで再編は遅れるのではないかというご意見があり、4校の組合せと、新津第二小学校をはずした3校の組合せが比較されました。4校では、平成21年度と27年度の比較で、新津第二小学校が約90人、阿賀小学校も約100人、4校合計では約210人減少する見込みで、4校区とも将来に不安があることから、今から地域で議論していただく案としてBの案になりました。

先ほどの南部の3中学校の校区では、旧新津市の3小学校と

旧小須戸町の2小学校で分けることになりました。旧新津市では金津小学校が適正規模ですので、小合東小学校と小合小学校の組合せがあるのですが、この2校では6学級の小規模校であることから、金津小学校を加えて適正規模になるCの案になっております。旧小須戸町の2校はBの案でございます。その下に再編の範囲を示しております。

以上が秋葉区の方向性（案）でございます。

次に41ページの南区の方向性（案）でございます。南区の平成27年度の推計では、南区全体で中学校が1,168人、小学校が2,205人で、中学校では約260人、小学校で約280人減少する見込みでございます。

検討対象となった中学校は臼井中学校のほか、平成15年に統合して開校した白南中学校、味方中学校、月潟中学校の4校でございます。中学校のAとBは南区全体の面積と学級数のバランスをとった形で案になっております。味方と月潟では中ノ口川左岸で一体感があること。ともに小学校では中ノ口川を越えないよう指導しているということや、白根のまちなかとの往き来があるということから、小学校は左岸同士の組合せとして考えました。

中学校は左岸2校の組合せでは6学級で、小規模校のままであることから、川を越えて白根第一中学校と組み合わせる案になっております。旧白根市南部の白南中学校は3学級であることから、ここも白根第一中学校と組み合わせることになりました。

Aのグループに入っている臼井中学校は白根北中学校と組み合わせることにより、南区全体で15学級と18学級の2校体制になるという形で案が組まれております。小学校は大通小学校と白根小学校以外の9校が検討対象となりました。臼井中学校区と白根北中学校区の4校のうち、小規模校3校を組み合わせる案になっております。また、白南中学校区、白根第一中学校区はそれぞれの小学校を一つにまとめ、味方小学校と月潟小学校を組み合わせる案になっております。

次に42ページの西区の方向性（案）でございます。西区の平成27年度の推計では、西区全体で中学校が3,968人、小学校が7,909人の見込みでございます。中学校では約130人増加いたしますが、小学校では約380人減少する見込みでございます。

検討対象となった中学校は中野小屋中学校、赤塚中学校、大規模校の小針中学校の3校でございます。中野小屋中学校は

内野中学校との組合せで18学級でございます。この場合は赤塚中学校が6学級で残ります。中野小屋中学校と赤塚中学校を組み合わせると6学級で小規模校のままになります。そのため、基本は、大規模校の範囲に入るのですけれども、一応3校の組合せとしました。ただ、学年2学級ある赤塚中学校については附帯意見をつけて、しばらく独立しておくということも考えられるという形で、審議会ではまとまっております。

小針中学校でございますけれども、旧黒埼町の認可地域で増加している部分はかなり大きくございます。そのため、認可先を小新中学校に変更するほか、西大通り北側の青山小学校区を五十嵐中学校区とすることで通学区域の変更を行うという案が示されております。

小学校の対象校は新通小学校、小瀬小学校、笠木小学校、木山小学校、黒埼南小学校の5校でございます。新通小学校の急増は西川の南側にある住宅開発が原因であり、この地域を坂井東小学校に移行するとバランスもよいことから、通学区域を変更する案となっております。中野小屋中学校区の2校はともに小規模校で、笠木小学校はすでに複式学級になっております。この2校を組み合わせても6学級でございます。また、笠木小学校区の半分ほどは内野小学校への認可地域となっております。このようなことから、内野小学校、小瀬小学校、笠木小学校という3校の組合せとなっております。木山小学校は赤塚中学校区ということでそのまま赤塚小学校との組合せとなっております。黒埼南小学校はできて間もないところでございますけれども、方向性としては、旧黒埼町同士の組合せという考え方をしております。

次に42-1ページの西蒲区の方向性(案)でございます。西蒲区の平成27年度の推計では、全体で中学校が1,534人、小学校が2,659人の見込みでございます。平成21年度に比べ中学校で約350人、小学校で約630人、大まかにみて1,000人近くが減る見込みでございます。中学校では岩室中学校、渦東中学校、中之口中学校の3校が検討対象となりました。岩室中学校では境界や地形の関係で隣接する巻東中学校との14学級になる組合せ(案)になりました。渦東中学校は中之口中学校との組合せで9学級になる組合せとしました。

小学校では、巻南小学校と巻北小学校以外の13校が検討対象となりました。まず、岩室中学校区の2校を組み合わせますと13学級になりますので、これがCの案となっております。巻東

中学校区の2校のうち、漆山小学校が7学級であるために巻南小学校と組み合わせて19学級の案としております。西川中学校区の3小学校は旧西川町の組合せということで17学級になります。瀧東中学校区の小学校3校は同じ6学級ですが、瀧東西小学校は複式学級が間近な状態になっております。3校の組合せが合併建設計画にもございます。そのようなことから、適正規模ではない11学級でございますが、旧瀧東村の枠で3校の案になっております。中之口中学校区の2校も中之口村であわせ11学級の案でございます。ただ、この瀧東と中之口の5校につきましては、将来、5校での再統合もあり得るものとしながら、審議会では瀧東と中之口それぞれ1校ずつつくるということになりました。巻中学校区の越前小学校は現在複式学級でございます。また、隣接する松野尾小学校も小規模で、2校の組合せでは6学級になりますので、3校を組み合わせると21学級の案になっております。

以上、西蒲区までの審議状況についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に関してご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○高山委員

これで全区がまとまったわけですね。この後のスケジュールはどうなっていますか。

○学務課長

一応8区の審議は終わりましたけども、中に、二つの学校が保留になっております。次回は、その方向性を決めていただくということがございます。また、全体のバランスを見まして、これから作業をして、論理的な矛盾などがないかなども考えてみて、ある意味の見直し、調整を、次回1月下旬を予定しております審議会にかけたいと思っております。今、区ごとにまとまった段階で、今日ご覧いただいた資料と同じものを市議会とそれぞれの区自治協議会で説明しております。自治協議会では、中間報告の内容についても説明をしております。そのような中でご意見をいただいているところもございます。そういうご意見をまとめて審議会に伝えて、審議会としての考えがどうなのか、そこを調整させていただいて、4月の答申を目指したいと考えております。今のところ、審議会としてはあと2回を予定しております。

○高山委員

ということは、審議し、この後も出てきますけれども、相当な激論になると思います。このとおりにはいかないということ

は十分に考えられるわけですね。

○学務課長

今回の審議会では、ここはどうしてもやりたいというところを絞り込んだ形で審議をお願いしたということではなく、審議会の議論の中で審議会の委員の方がお決めになったこととございますけれども、適正規模ではないところは小規模校も大規模校もすべて方向を出すことになっております。例えば小学校であれば12学級以上が適正規模になるわけですが、極端なことを申しますと、一人子どもが少なくても11学級になるということも、平成27年の段階では方向性を考えることになっておりますから、もともと審議会の答申としては全部が実施されるという前提ではございません。そのことも、市議会では説明して、これを全部実施するというわけではないということをご理解をいただいております。これからも理解をいただきたいと思っております。

○高山委員

そうしますと、4月の答申はそれも踏まえた答申になるわけですか。

○学務課長

審議会ですべてから答申（案）について議論があると思います。事務局としては今までの小規模校と大規模校について方向性が示されておりますから、方向性として答申するような形で準備したいと思っております。答申の段階で絞り込むということではなくて、絞り込むのは、その答申を受けた後に教育委員会の中で緊急性を考えながら絞り込みをかけていきたいと思っております。

○高山委員

そうしますと、緊急性等から考えて、実際に動き出したらどのくらいかかるのですか。

○学務課長

実際に絞り込みをかけていってどのくらいのスケールになるかということはこれから考えていかなければいけないところです。中間報告の段階で審議会が特に力を入れるべきところということで、一つのラインを示しております。それは、小学校であれば6学級以下、中学校であれば5学級以下という線でございます。また、大規模校の場合は31学級以上という線でございますので、その中で事務局としては考えてみたいと思っておりますが、例えば小学校でも五、六十人の6学級のところもあれば、同じ6学級でも180人近いところもございますので、そこは温度差がかなりあるのだろうと。やはり緊急性の高い低いというのがあると思っておりますけれども、そこはこれから研究していきたいと思っております。

○高山委員

ちなみに、この案でいきますと、全部実施されたとして、中

学校は何校になりますか。

○学務課長

具体的に数字は頭に入っておりませんが、今ここには北区と東区がないのですけれども、大ざっぱに言って、中学校で20校くらいは減る数字ではなかったかと思います。小学校で30校台だったと思います。

○高山委員

子どもの数はどのように理解していますか。平成27年度に小学生の総数はどうなりますか。

○学務課長

総数でございますと、今手元にある資料では、平成20年度と26年度の数字がございますけれども、平成20年度で6万5,705人というのは小中の合計でございました。平成26年度は6万901人ということで、6年間で約5,000人近く減少するという形かと思えます。

○小嶋委員

これを見せていただくと、数字は概ねこれで決定したのだなと思うのですけれども、先日、足立区のコミュニティスクールを見学してまいりましたけれども、今後そういうことを検討していく上で、住民の感情、地域性を考慮していかないと、地域で子どもたちを育てようと言いつつも、てんでばらばらのところが一緒になったりというようなことはなきにしもあらずですので、ぜひ、審議会の方々が地域をよく知った上で議論をしていただくような形をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○学務課長

今回の審議会への諮問事項が2点ございまして、1点は、新潟市が多くの市町村と合併して大変大きくなりました。合併前はそれぞれの学校配置の考え方というものを持っていたわけです。新潟市が政令市になったことを機会として、ある程度公平な形で学校配置を進めていけるように、一つの基本的な考え方を示してくださいということがございます。

その中で、適正規模の考え方、検討すべき範囲の考え方等が中間報告で示されております。その考え方によると、学校の配置というのはどのような案ができるのだろうかという点で議論を進めております。したがって、適正規模という、ある意味数字の話で今回の審議会は進んでおりますので、答申はそこまでの部分になると思います。どこどこを統合するかということなどをさらに深めるということについては、今教育委員会内で検討した方がいいのではないかと考えているわけです。そういう形でさらに深めた内容を審議会に諮問するときにご判断いただいて、再度諮問するような形になるのではないかと思います。まずはある程度の数字だけの案でございますけれども、地



域の皆さんのお考えとしてはどうかというところを、これから教育委員会で検討していかなければいけないと思います。その上で、さらに諮問をするのであればそういう形で深めていくということを考えていきたいと思っています。

○高山委員

礎小学校をどうするかということを適正配置審議会で審議したおぼえがあります。万代長嶺もそうです。全部教育委員会で決めるということも考えられないことはないのですが、やはり審議会といった第三者が入った場で、教育委員会が地元の見解も聞いて、審議会に出すことが必要です。審議会ではその意見は独善的だとか、あるいは全体を考えていないとかといういろいろな意見が出ると思うのです。そういった意味で、具体的な統合問題が出たときには、やはりそうした人の意見を聞いた方がいいような気がしているのですが、どうですか。

○学務課長

おっしゃるとおり、礎小学校と豊照小学校という組合せ、万代小学校と長嶺小学校という組合せが今から20年ほど前の審議会で議論され、その方向が示されたということがございました。10年後、礎小学校と豊照小学校の組合せではなく、礎小学校と新潟小学校の組合せという形で答申を変えて2校が統合したという形で行われました。万代長嶺は2回とも同じ組合せで行われました。こことここをどうしようという具体的なものが明らかになっている段階であれば、その部分について集中して議論していただく必要があると考えております。

ただ、今回は政令市になって第1回目ということで基準づくりの意味もございまして。実際に見てみますと、複式学級が既に何校かございまして、なりそうな学校もあるということで、まず、少子化を背景として、ある程度の数だけでまず見ていただいて、それから具体的に地域の皆さんとお話をしていく中で、また、審議会でも議論いただく必要があれば諮問をするようなことでお諮りしたいと思います。

○山田委員

概ね今回の適正審議会の位置づけがわかったのですが、大変心配するのは、それを一般に出して、この後に皆さんの意見を聞いて決めていくというときに、別の方向が出ていた場合、住民の方はだまされたという意識にならないかと。これは全市でやっているわけですが、個々の細かいことになったときに、先ほどの礎小学校、豊照小学校、新潟小学校、あるいは万代小学校、長嶺小学校の問題などもそうですが、教育委員会にだまされたという形になると困るのです。先ほど、はっきりしなかったのですが、この後、区のほうで適正配置審議会のようなもの

で大枠を決めたのですと。たたき台ですと。それを検討してくださいということで、あとは教育委員会が決めていくのですか。そうではなくて、各区ごとに適正配置審議会のようなもの、あるいはそれなりの人たちに入っていていただいて審議会等を開いて決めていくということで、区の人たちは納得するのだろうと思うのですが、教育委員会が表に出て、このとおりにいけばいいのですが、変える場合、教育委員会に対してだまされたと不信感を持たないかと、それが少し心配なところなのです。

○学務課長

礎小学校と豊照小学校の統合を進めるということで、10年間地域の方々と教育長を先頭に議論をしたことがございました。その中で、豊照小学校側から賛成していただいたと聞いております。しかし、礎小学校は新潟小学校と統合したいというご意向が強かったため変更しなければならなくなりました。やはり組合せというのは、例えば2校なら2校、3校なら3校が同じ方向を向きませんと現実には難しいだろうということがございます。

理想を言えば、一番はじめに地域の皆さんのご意向や今後のことなどをある程度お話をして、今回でいえば、半分以上の学校区にうかがって、相当な下準備をした上で審議会にかけていくという方法をとらなくはないのかもしれませんが。教育委員会としても一つの基準をある程度しっかりもっていませんと、教育委員会はどうかとと言われるときに、新潟市の適正規模という考え方もありませんということになると、これは話が何も進まないということで、本当に入口の部分で今回の審議会ではお願いしたと考えております。

実際に、こういう形で区で説明しておりますけれども、今までの市町村単位であれば、こことここだけの議論を深めていくという形があったようでございます。それと比べると説明も資料も物足りない、当然納得できないという状態はございます。今回の審議会の位置づけはそういう位置づけであるために、若干やむを得ない部分があると考えております。

この組合せでございますけれども、例えば3校なら3校としたときに、3校の皆さんが先々納得されなければ3校が一緒ということはありません。また、3校の組合せのところ2校が先行するなどいろいろなことがこれから起きてくるだろうと思っておりますけれども、実際に旧豊照小学校区で起きたように、教育委員会にだまされたというようなお怒りを受けないように注意深く進んでいきたいと思っております。

す。

○田中委員

重複するかもしれませんが、審議会の役割についてですが、どこまでが審議会がやるべきことなのか、教えていただきたいと思います。

○学務課長

今回の審議会としましては、中間報告で述べておりますけれども、たたき台としての答申（案）をつくりまして。それを基にして緊急度の高いところから、地域とお話をして実際の計画を立てていくのは教育委員会です。そういう役割分担を審議会の中間報告ではしております。

先ほど山田委員から、例えば区ごとに審議会をつくるかというご質問がございましたけれども、新潟市の今の規則上では、教育委員会に適正配置審議会という附属機関があって、そこで学校の配置については専門に審議をするとされております。ですから、適正配置審議会がその附属機関として唯一だと考えております。しかし、区にも附属機関として区自治協議会というものがございます、そこはコミュニティ協議会の会長さんやまちづくりの方とか、商工関係、青少年育成の関係の方などさまざまな方が入っておられます。そこでは区にかかわる大切な問題については議論を当然されるわけです。教育委員会の中で適正配置審議会を設置しておりますけれども、区に関係するものとしては、やはり学校というのは大きなものでございますから、当然、関心もあるし、責任もお感じになっておられると思います。その中でのご発言もあります。

ですから、審議会としては、今回、区ごとに方向性がある程度まとまった段階で事務局から説明に行きまして、そこで、区自治協議会のご意見があれば、それも聞いてくるということで、コミュニケーションをとる仕組みをつくっております。今の段階で、区に適正配置審議会というアイディアはまだ持っていません。

○小嶋委員

3校が一緒に合併していきますけれども、おおよそどの学校が決まっているのでしょうか。

○学務課長

今回の審議会では、ある一定の数合わせの部分でとまっております。まず、将来、子どもたちの数がこうなって、そうすると学校規模がこれくらい小さくなるのだということを理解してもらうのが一番だと考えております。そのようなことから、例えば実際に学校の場所を明らかにしますと、その是非に議論が集中していくということなので、総論、各論の順番かと思っておりますけれども、今の段階は総論の段階だと思っております。審議会では

場所を特定することはございません。事務局としては、あまりお金は使わない方がいいとか、随分新しい学校があちこちにあるとかということを見ておりますけれども、場所を特定するというのはまだ早いのではないかと考えています。

実際にその校区に入っていきますと、どこにするのだという話になるか、それ以前に話も聞いてもらえないとか、いろいろとあると思います。まず話がまとまることに相当時間がかかるのではないかと考えています。

○委員長

大変微妙な問題ですし、これはたたき台のたたき台のたたき台のたたき台くらいの位置関係になろうと思います。ただ、一番心配なのは、これが一人歩きしてしまうということが過去にも多くありました。特にこの辺のところは我々も慎重に取り扱っていかなくてはいけないと思います。これはあくまでも子どもたちのための教育をどのようにするのが一番いいのかということをお我々教育委員会としては考えておりますので、一番最高の形にもっていきたいと思いますし、また、これはいろいろな大事な問題を含んでおります。50校がなくなるということは、50校の校長が失職するということでもありますし、また、教職員のいろいろな問題も出てくると思いますので、あくまでも委員の皆さんはたたき台のたたき台のたたき台のたたき台くらいの感覚で考えていただくとありがたいと思います。その感覚でよろしいですね。

○学務課長

はい。

○高山委員

新しく政令市になって、コミュニティ協議会というものができて、学校単位でつくられているわけです。そうすると、学校がなくなっていくということについては相当な問題も起きてくるということも覚悟しなければいけないということです。学校統廃合というのはこれまで以上に難しくなってくるということを我々は覚悟しなければいけないと思います。

○委員長

ほかによろしいですか。

それでは、続きまして、北区自治協議会の建議について、お願いします。

○学務課長

冒頭に恐縮でございます。43ページですが、3の「参考」の(2)の一番最後の行で誤植がございますので、差し替えをお願いしたいと思います。

北区の学校の方向性と審議会の中間報告につきまして、去る9月17日に北区自治協議会に説明を行ってまいりました。その場で委員の方からご意見をいただいた内容を適正配置審議会に

伝えたいと考えておりましたが、北区自治協議会としては意見をまとめて教育委員会に建議するということになりました。

44 ページ以降は、11月20日に小川会長から鈴木教育長にわたされたものでございます。

46 ページに意見書がございます。なお、ほぼ同文の意見書が適正配置審議会にも提出されております。

内容は4点ございまして、「記」以下のところでございます。1は、子どもたちが学びやすい教育環境を第一に考えること。これは審議会でも議論いただいているところでございます。

2、学級編成など法改正が政権交代により話題にのぼっております。これを前提としたご意見で、自治体の裁量が拡大されるようでございますけれども、法改正の内容が明らかでない現状でございます。そのようなことから、審議会では現行制度を基に議論している状態です。

3については、学校と地域の協力関係の尊重ということで、これは審議会の中間報告の内容にも合致しているご意見と思っております。

4は、地域コミュニティ協議会の活動について、審議会では地域コミュニティ協議会の活動を踏まえて、現行の小中学校区を単位として再編案を議論していただいている状態でございます。

このようなご意見が寄せられております。

裏面に、回答を求められているご意見とは別に、9月17日の北区自治協議会であった発言の内容が整理されております。

43 ページの2の建議の対応でございます。文書回答を求められておりますので、議案として審議していただきたいと考えておりますが、時期につきましては、現在、教育委員会では適正配置審議会に意見を求めている段階でございます。また、審議会では8区の自治協議会等からご意見をいただいて、それを踏まえながら答申する予定でございます。

自治協議会への説明は、今、秋葉区まで終わっておりまして、12月中に8区すべての説明を終える予定でございます。ほかの自治協議会からも意見が出てくる可能性がございますので、そういうものとも合わせながら考えていく必要があると思っております。

このようなことから、回答の審議につきましては答申を参考にして協議させていただきたいと思っております。その上で議案として審議をお願いしたいと思っております。

○委員長	この件に関しまして何かご意見はございませんでしょうか。
○高山委員	回答を求めてきているというのは、これには書いていないのですけれども。
○学務課長	口頭で。
○高山委員	口頭で回答してくださいという申し入れがあったということですか。
○学務課長	さようでございます。
○高山委員	意見書だから回答する義務があるということですね。意見としてお伺いしますというわけにはいかないと。
○学務課長	建議ですので、それをどうするか。例えばそのままにしておくのも建議の対応かと思いますが、事は地域にとって重大な問題でありますので、それは答えられる範囲で回答してコミュニケーションをとっていきたいと思います。その方がよろしいのではないかと考えております。
○高山委員	その方がいいとは思いますが。これは全体にかかわる問題ですので、先ほどおっしゃったように、慎重にといいますか、きちんと検討していく方がいいと思います。
○委員長	回答時期はまだ確定できないということですね。 それでは、お願いしたいのですけれども、突然付議事件に上げないようにして下さい。教育委員会の中で一応協議会で我々でももみながら、それから付議事件に上げていきたいと思えます。そのあたりはよろしく願いいたします。 それでは、続きまして、多忙化解消検討会議についてです。
○教職員課長	6月の定例会におきまして、今年度の多忙化解消改善策の取り組みについて報告させていただきましたが、今回は、10月30日に開催した第1回多忙化解消検討会議についてご報告いたします。お手元の資料の48ページです。 今回の会議では多忙化解消作業チームの活動報告及び意見聴取を行いました。まず、6月から9月にかけて作業を行ってきた作業チームの活動報告ですが、その内容は3点です。(1)として調査・照会文書の整理・統合を進めてまいりました。50ページ資料1の表に課ごとにまとめてありますが、教育委員会全体として、平成21年度の文書数が前年度比8.9%を削減する予定です。また、平成22年度にはさらに前年度から14.9%削減となる見込みです。今後も各課におきまして、引き続いて整理等を図ってまいります。 (2)として、調査・照会文書の提出期間と提出時期についてですが、提出までの期間をできるだけ30日以上あけるよう各

課で努めてまいります。50 ページ下の表のとおり、調査・照会をかける時期が年度はじめ、夏季、年度末に集中している状況がみられますので、可能なものにつきましては、6月など比較的余裕のある月へ移行できるように調整してまいります。

(3) の事務マニュアルについてですけれども、学校園に配付されている20のマニュアルを持ち寄りまして、統一化について検討しましたけれども、現状維持が望ましいとの結論に至りました。その主な理由は、各課で必要に応じて形式を変えられる方が弾力的な運用ができるとか、マニュアルと様式集とがあり、統一した形式はなじまないといった7点でございます。

49 ページをご覧ください。検討会議の内容の2点目として、幼稚園、小中学校の校長、教頭、園長の代表から聴き取りを行いました。その内容は(1)の多忙化の現状と、(2)にありますように、多忙化解消改善策の効果についてでございます。聴き取った主な内容は記載のとおりです。

最後に今後の予定です。第2回の会議を12月17日に行います。そこでは、養護教諭、事務職員、栄養職員及び職員団体の代表からの意見聴取を行います。また、年明け2月10日に第3回の検討会議を行い、より効果的な改善策を検討してまいります。また、これまでの改善策によって、果たして学校現場ではその効果が表れてきているのかどうかを検証するために、現在、教職員の勤務状況等に関する調査を実施しているところです。調査結果がまとまり次第、後日、報告させていただきます。

私からの説明は以上です。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○田中委員

50 ページに文書数が書いてあるのですけれども、これは一つの学校に対してこれだけの文書をとということなののでしょうか。それとも、一人の先生に対してこれだけの文書がいくということなのでしょうか。ばらつきはあるのでしょうか。

○教職員課長

教育委員会事務局各課から出されます各学校、園に対する文書数です。

○高山委員

先日の事業仕分けで、和田中学校の藤原校長も述べてられておりますが、先生が忙しいのは、とにかく教育委員会からか何か知らないけれども、文書が山のようにくるのが一番の原因だと。これを何とかしないことには、教員を増やしても絶対にだめなのだという発言があったわけです。同じようなことが新潟

市でも言えるのかもしれないのです。その努力として、これだけ文書が減らされたということは大いに評価したいと思います。ただ、2番の(2)にあるように、教育委員会以外の部署から送られてくる文書もたくさんあると書かれています。例えばどのようなところからどのような文書がくるのですか。

○教職員課長

例えばノーマイーカーデーの実施についての照会が市長部局の方から出されます。現実的には車で通わざるを得ない、公共交通機関で通うことが困難な学校であるにもかかわらず、全部の学校にそういった文書の照会がされ回答を求めるというものが、前回の多忙化検討会議で現場から何とかならないものかということでも出されました。

○高山委員

教育委員会だけの文書が減らしたところでもということも考えられるわけですね。したがって、庁内全体だとか、あるいは県に対しても、この取り組みについて理解してもらおうということも必要なのではないですか。

○教職員課長

おっしゃるとおりだと思います。市長部局から出されるものにつきましては、必ず教育委員会の関係課または教育総務課に連絡を通した上で配付するようにしていますので、今まで以上に調整を図っていきたくて考えています。

○高山委員

ここに意見聴取の結果が書かれております。さらに細かいことなどを見てもみると、幼稚園の先生方の要望が大変多いと。ここに書かれているとおりの「担任の約半数が講師のため」と。先生の半分が講師だと。したがって、講師の権限は本当に限られておりますので、幼稚園教諭の力というのは相当大きいように思うのですが、これについてはどのように考えますか。

○教職員課長

現状としましては、講師、臨時的職員の配置が多いというのは事実です。ただ、平成21年度からは学級を持っている職員については、合併したときに条件がいろいろと違っていたものを、平成20年度に統一しまして、学級担任についてはすべて同じ雇用条件というふうに変えています。ですので、臨時であろうが正規であろうが、そういう人たちにとっては実際の勤務内容についてはほとんど変わらないというのが現状です。

○高山委員

負担が大きいというのはどういう意味なのですか。やはり正規の先生でないとできない業務があることは確かなのですね。

○教職員課長

やはりそういうことになると思います。どちらかといえば正規職員の方の仕事が多いと思います。

○高山委員

小中学生と違って、幼稚園の子どもたちは手がかかると思う



のです。ですから、その辺で職員をもう少し手厚くできないのかと勝手に思っているのです。職員を増やすということは大変なことですが、その辺は今後の課題としてお考えいただきたいと思っています。

それから、「小学校では、勤務時間外の業務や」というのはわかるのですが、「心労を伴う業務が急増している」とありますが、心労を伴う業務というのは、要するにモンスターペアレンツ対応といったようなことでしょうか。

○教職員課長

すべてがモンスターペアレンツではないと思いますが、やはり保護者の対応であるとか、例えば学校内での人間関係も含めて、保護者対応、職員間の関係などを指しているのだと思います。

○高山委員

その対応、対策というのはどのように考えているのでしょうか。

○教職員課長

一つは、本年も立ち上げました、教育委員会全体で学校問題に対応していこうというチームがつくられたわけですし、また、コミュニケーション能力につきましては、教育センターの研修の中でコミュニケーションスキルを高めるような研修が入っています。

○高山委員

コミュニケーション能力を高めるという研修ですが、その履行状況はどうか。研修にもたくさんあって、人気があったり、あまりないものもあつたりしますけれども。

○総合教育センター  
所長

状況を申し上げます。コミュニケーション能力を高めるというタイトルでの講座は単独では立ち上げられない状況ですが、私どもの経営方針の中に、双方向とか学級経営クリニックとか、その講座のタイトルに応じたクリニックごとの時間をもってやっています。その中で、日々悩んでいることなどを全部吸いあげまして、いろいろな意味でチームづくりをやっています。

○小嶋委員

意見聴取のところの一番上の幼稚園のところと、一番下の通常学級におけるLD、ADHDというところはすごく関連性がありまして、幼稚園では発達障がい的小朋友さんがいるということがあれば、先生方の中で検討したり、いろいろと努力や時間を重ねて、親にどう対応していくか、その子の対応をどうしようかということを中心に検討しているのです。そういうことが早期発見された場合、親に対して認識を促さなければいけないところまで園の方ではやっているという現状があると思うのです。そうすると、そこと、小学校に入ってきた発達障がいの児童生徒の学級の先生の負担というのは大きいというこ

となので、ぜひ、幼稚園での正規職員を増やしていただけるような手当をしていただければありがたいと思っています。

幼児教育というのは何より非常に大事なのです。5歳、6歳までの教育というのは非常に手厚い教育が必要なので、そこが手薄にならないようにしていただきたいと思います。

○山田委員

先ほどの、心労を伴うということについてですが、学校の職員が非常に心の砕くのは対保護者という面が強いと思うのですが、どのような子どものということが実は関係するので、不登校の子どもたち、いじめにかかわった子どもたち、今、お話のあったLD、ADHD、自閉症等の子どもたち。そういうことが非常にたくさんになってきているのです。それに対しての保護者の理解も進んできているけれども、反面、対応も非常に難しくなっていく。特に人権意識が大事にされる時代ですから、そこはきちんとやらないと、すぐに訴えとか何とかという話になりますので、学校自体は非常に厳しい状況にさらされているということなのだろうと私は思っております。問題は、子どもの変化が一番大きいということです。それを感じながら聞いておりました。

文書の整理・統合が大変進んでおり素晴らしいと思う反面、総合教育センターが1になっています。地域と学校ふれあい推進課4。業務がうまくいっているのかということをご心配するわけです。多分、総合教育センターは年度当初に1回、全部ひっくりかえりて情報を出している。あとはパソコンのEメール等で連絡ということになっているのか、どういうふうにすると1と4になるのか、少し教えていただきたいと思います。

○教職員課長

私の説明不足だったのですが、この数は、こちらから出して、そして回答を求める文書の数でして、こちらから一方通行に学校宛に出す文書の数は入っておりません。

○山田委員

わかりました。業務を進める上で大丈夫かという心配がありますが。

○総合教育センター  
所長

総合教育センターは1となっておりますけれども、今ほど教職員課長からご説明があったような対象で、中身としては、各学校に児童生徒の生活意識学習実態調査を実際にやっております。これがこの1に該当しています。研修の申込み等は個人個人の申込みになりますので、そういったものはカウントされていません。受講申込みは年度末にやりますので、あとはその都度、対象者に連絡事項という形で送らせていただいています。したがって、回答というものはありません。そのようなことで

1になっております。現状はこのような形であります。

○山田委員

わかりました。1であっても4であってもやり取りがあるから非常に行政側の方も仕事が増えて大変だという感じですね。ありがとうございました。

○委員長

そのほかございますか。

多分、多忙感というのは別な問題だと思うのです。多忙感と多忙というものをごっちゃにして議論してしまいますと問題が生じてくるのではないかと思いますので、その辺をきちんと考えながら検討チームの方で議論を重ねていただきたいと思えます。

続きまして、幼稚園教員採用選考検査の最終選考検査につきまして、お願いします。

○教職員課長

51ページにあります平成22年度新潟市立幼稚園教員採用選考検査結果についてご説明いたします。

この表は今年度実施した選考検査についてまとめたものです。採用予定者数5名のところ、出願者数が81名でした。8月19日に一次選考を行いまして、73名が受験いたしました。その中から15名を一次合格者としまして、残念ながら1名辞退がありまして、14名を対象として二次選考を行いました。9月27日に鏡淵小学校でございました。

その中から5名を今回内定者といたしました。年代の内訳は、20代が4名、40代が1名。また、新卒者が2名。これまでの臨時の経験者が3名です。今回のこの結果につきましては、10月19日(月)に山田委員に確認していただき、既に内定通知を出させていただいたところです。

○委員長

ありがとうございます。

この件に関しましてご意見、ご質問はいかがですか。

ありがとうございます。

次は、職員の人事についてでございますが、人事案件でございますので、協議会終了後に非公開案件として再開させていただきます。

それでは、次回の日程をお願いします。

## 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

12月定例会は、12月16日(水)午後2時から、1月定例会は月1日19日(火)午後3時半からでお願いしたい。

閉会

○委員長

それでは、ここで報告事項が終わりましたので一旦閉会をいたします。5分ほど休憩をとりまして、公開の協議会へ移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 第6 協議会

○委員長

それでは再開いたします。  
協議会に入らせていただきます。

最初に、新潟市生涯学習推進基本計画の素案について、生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習基本計画について説明させていただきます。

協議会資料の54ページの策定の概要、計画素案自体を資料の一番最後につけております。154ページ以降になりますけれども、素案は96ページにも及びますので、概要をまとめました。カラー4ページ分にまとめたものを本日お配りさせていただいておりますので、それに基づいて説明させていただきます。

はじめに策定の概要について説明させていただきます。54ページをお願いします。54ページにつきましては、平成20年4月の教育委員定例会の場で説明をさせていただいております。簡単に触れさせていただきます。1の計画の趣旨ですけれども、生涯学習推進基本計画は平成3年に第1期を策定。その後、第2期を策定してから8年を経過し、市町村合併を経て政令市となった新潟市の市域における学習活動、社会活動、まちづくりをするための新たな生涯学習計画が必要と考え策定したものです。

2の計画期間にありますように、計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5か年計画といたしました。新潟市総合計画と教育ビジョンの最終年度にあわせたものです。

3の計画への合意形成という項目でございますけれども、これも昨年4月にお示ししております。社会教育委員会議を中心に策定作業を行いました。事前には生涯学習市民意識調査、地域に出向いた訪問調査などを実態把握として使いまして、市役所庁内の各部の事業調整等をあわせて行う予定にしております。

この流れに従いまして、56ページです。策定作業の経過と今後のスケジュールについてご説明します。

昨年度からこれまで14回にわたり社会教育委員会議の中で協議を進めてまいりました。平成20年度中は生涯学習に関する意識調査を5月に、6月からは委員に各区に出向いていただき、各区の職員、公民館職員、運営審議会の委員、地域教育コーデ

イネーターの方から意見をいただくなど、現状の把握に努めてまいりました。第4回の会議で市民意識調査の結果を社会教育委員が分析し、計画に生かす作業に取り組みまして、この調査の結果については平成20年11月の教育委員定例会においても教育委員の皆様からも多数のご意見をちょうだいし、調査報告書にまとめたところです。

その後、今までは体系づくりをはじめ社会教育委員が執筆担当し計画本文の作成作業を繰り返し、市役所庁内の関係課とともに協議をしながら、さきに開催した11月の14回の会議でまとめ終えたところです。

今後の予定としましては、この素案を本日の教育委員会でお示しし、ご了解いただければ、市議会の文教経済委員会に報告した後、パブリックコメントの実施、市長決裁を経て正案としていきたいと考えております。

次に57ページです。2年間の任期で計画にあたっていただいた社会教育委員の名簿を載せました。10月に齋藤議長が亡くなられ、現在、副議長である笠原孝子委員に議長代理を務めていただいております。

余談でございますが、齋藤議長は私どもから8月に文部科学大臣表彰の申請をさせていただきましたが、11月に決定しまして、文部科学大臣社会教育功労者表彰というものを受賞されました。本日、教育長とともにご遺族にお届けしたいと考えております。

この名簿の表記は年度途中で交替された委員がございますけれども、在任時の役職を使用させていただきました。

次に58ページのA3の施策体系でございますけれども、カラーの概要で示しましたので、そちらを使って説明します。カラーの概要版をご覧ください。計画の名称でございます。先ほどの計画期間の表では、今回の計画を第3期として、計画の連続性が見えるように表記しておりましたけれども、社会教育委員の議長である故齋藤議長から、合併し政令市になったのだから、新たなスタートと考えるべきではないかというお話がありまして、「何期」という表記をやめまして、計画年度表記ということで、何年から何年までという形に変えることにいたしました。

その下の、「人をつなぎ、学びをつなぐ生涯学習の推進と、市民が主役の、自立と共生によるまちづくりを進めるために」という表現がございます。この基本計画は連携、協働、学びの循環、まちづくりをキーワードとしております。基本計画について

ては表現がやわらかですけれども、計画全体を流れる精神は連携、協働、循環、まちづくりを念頭に作成しております。

裏面をお願いします。基本施策の体系でございますけれども、この基本目標を実現するために四つの基本方針を定めています。

基本方針1が学習成果を生かす循環型生涯学習の推進。例えば(1)の学習成果を活用する施策の展開を含む3施策を入れております。基本方針2は現代的課題を中心とした学習の重点化。基本方針3が学・社・民の融合による人づくり、地域づくり。基本方針4は地域づくりを担う生涯学習支援体制の充実と、基本方針が四つ、13の基本施策で構成してあります。

13の基本施策の下に、合計で67の具体的施策が設けられておりますが、これは本編の方にありまして、その詳細は本編をご覧いただきたいと思っております。

見開きでご覧いただきたいと思っております。それぞれの基本方針の説明の中身に入っていきます。学習成果を生かす循環型生涯学習の推進についてですけれども、個人が学習した成果が個人のものだけにとどまらないで、地域社会のさまざまな教育活動や社会活動に生かされることが地域全体の教育力を向上させる、いわゆる循環型生涯学習について推進していきます。ここでは、学習成果の活用、ボランティア活動の支援、アクティブシニアの活用の三つの基本施策を掲げております。

学習成果の活用では、学習成果が生かされ評価されるシステムづくりや、学習者をつなぐリーダーを育成すること。ボランティア活動の支援では、ボランティアの啓発、特に団塊の世代への社会活動へのきっかけづくりを積極的に行うこと。アクティブシニアの活用では、活躍の場の提供を行ってまいります。

基本方針2の現代的課題を中心とした学習の重点化でございます。変化の激しい現代社会にあって市民が自立した人間として生きていくための力を身につけるために、生涯にわたって学習することが重要です。ライフステージにあった学習課題を効果的に学習できる支援策を検討していきます。ここでは特にライフステージごとの課題に対応した学習機会の実施、家庭教育、青少年の育成に力を入れた学習の展開、国際化、情報化への対応の三つの基本施策を挙げております。ライフステージごとの課題に対応した学習機会では、年代ごとに必要な学習課題が適切に学べる環境をつくること。家庭教育、青少年時期の教育では、育児などに不安を抱える親などに学習の場を提供したり、

青少年の健全育成のための関係団体と連携を図っていきます。

次に3の学・社・民の融合による人づくり，地域づくり。教育ビジョンの中心である学・社・民の融合による教育の推進に向けて，学校や社会教育，地域だけではなく，家庭，行政，企業，地域のさまざまな団体が協働で取り組む仕組みを行います。ここでは学・社・民の融合の意義や，地域と学校パートナーシップ事業などの効果をさらに広報していくこと。また，パートナーシップ事業は地域の人材の活躍の場を広げていますけれども，さらに団体や企業と連携して新たな人材を発掘し，活動の場の確保や情報提供に力を入れていきます。さらに人と人とのネットワークをつくり，教育ビジョンの「学びの扉」で示された学・社・民融合主事という考え方について検討してまいります。

基本方針4，地域づくりを担う生涯学習支援体制の充実ですけれども，行政が提供する学習機会の中で，公共の観点から求められるもの，その中でも特に地域づくりが考えられると思います。これまでの生涯学習施設は施設特有の固定的教育サービスを提供する取り組みが主でしたけれども，今後は生涯学習施設が相互に連携して地域づくりを担う役割を強化していきます。ここでは，生涯学習関連施設の中核をなす公民館，図書館の機能の充実及び地域活動への支援を行います。生涯学習関連施設における人と人，組織のネットワークづくりや，それをコーディネートする専門職員の役割を充実させます。また，地域活動を活性化するために生活課題を発見し，解決していくための学習活動を行うなど，市民参加型活動を推進していきます。

基本方針の4点についてはここで終わらせていただきますが，最後に，本冊は154ページあるわけですが，表紙を2枚めくっていただきますと目次がございます。目次のところの左側のページ中ほどに，第4章の基本方針，第5章の基本施策がございます。これが，ただいま説明させていただいた部分で，この計画の中心となるものでございます。計画素案の全体の構成は，まず第3章が現状の課題となっております。各種の調査のデータや訪問調査の結果などを基にグラフ等を載せながら，現状と課題について述べてあります。

第6章につきましては計画の推進といたしまして，本計画を推進するための環境，体制づくりについて触れてございます。

最後に資料編についてですけれども，資料編は意識調査の結果のデータです。昨年，社会教育委員が地域に出向いた際のみ

とめ、市の生涯学習の関連事業についてなどを掲載しております。

○委員長

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それではご意見をお願いしたいと思います。

全体的な意見をちょうだいしてから、この分厚い資料はもう1回よく読まないとなかなか難しいという感じがいたしますので、この辺はさっと流す程度にしたいと思います。

これはスケジュール的にはどうなのでしょう。基本計画に関しては議会承認になるのですか。

○生涯学習課長

最終的には市長の決裁という形でいきたいと思っています。ただ文教経済常任委員会にご説明をしたいと思っております。12月10日に一度話をさせていただこうと思っております。

○委員長

そこでもご意見をちょうだいしていくということでしょうか。

○生涯学習課長

はい。

その後、12月の20日過ぎくらいから1か月おいて1月20日過ぎまでパブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。

○高山委員

これは、こんなに立派になっても素案なのですか。案でいいのではないですか。どういう意味で素案と案と分けていらっしゃるのですか。

○生涯学習課長

これから教育委員会と議会にお諮りしながら、パブリックコメントもごございますので、素案とさせていただきました。

○山田委員

中身の問題ではないのですが、生涯学習については市長部局と非常にかかわりが深いわけですね。それぞれの考えが交差する点だろうと思いますが、社会教育委員はわかるのですが、その委員会でまとめていたわけですね。そこへ提案する作業部会というか、そういったものはもちろんあったわけだと思いますが、そこへ市長部局はどうかかわっていったのですか。

○生涯学習課長

作業部会を持って素案を構成していった道筋ではございません。社会教育委員の皆様実際にアンケートを分析いただき、訪問調査をしていただき、案文を作成するという作業に入ってくださいました。その素案について、市長部局の各課が意見して出してください、行政文書に仕上げるといった道筋でここまでまいりましたのでございます。

○山田委員

そうすると、社会教育委員の皆さんの意見が先にあり、それを市長部局の方でも検討して意見が出され、これが仕上がって



きていると考えていいのでしょうか。

○生涯学習課長

委員がおっしゃるとおりでございます。いろいろな計画立案の道筋があったかと思うのですけれども、委員の方たちが自ら執筆に携わるということは、齋藤議長のご意見でもありましたので、みんなで書こうではないかという意気込みから始まったものでございました。

○山田委員

基本方針の4などは全くお互いの意見があわさって、地域づくりという話になるのだろうし、教育委員会と市長部局との関係の中で生まれてくると。その他、学・社・民の融合、現代的課題のうんぬんももちろんみんなそうですね。その協力なくしてうまくいくわけがないわけで、大変いいことがたくさん書いてあるのですが、それを進めるうえでどうなっていたのだろうかということを確認してみました。ありがとうございました。

○田中委員

全体を通して感じた感想なのですけれども、ボランティアというものはある程度生活にゆとりがあって、自分の趣味の時間を持てるような方がボランティアとして活躍されているわけなのですけれども、私たちの地域を見ましても、ボランティアをできる人というのは限られていまして、20代から40代、50代、ボランティアをしているようなゆとりが生活にないというのが現状ではないかと思えます。58ページの「市民のニーズの新たな傾向」というところが私は特に大事だと思うのです。今後ますますこの部分が重要になってくると思うので、ボランティアの支援や育成なども確かに大事なことなのですけれども、年代に関係なくキャリアづくりのための学習というのが、必要になってくるのではないかと思いました。

○生涯学習課長

ボランティアに対するとらえ方も市民の皆さんは個人でさまざまでございますので、私にはできない、私がするようなものではないという意識を変えていかなければいけないでしょうし、だれでもができるところで、できる範囲のボランティア活動をしていただきたいと思いがここには込められております。

また、今のような時代にあって、働く場のない、特に女性や若者たちへの対応が非常に難しい時代だとは思っていますけれども、そうした方々の再就職などの再チャレンジの学習機会というのは持つことはできると思うのですけれども、その後のことが、つまり学んでも働く場がないという状況がありますので、そのところをどうしていったらいいのか検討していかなければならないと考えております。

○小嶋委員

生涯学習課ということは、人を大切にしたもの、学・社・民の融合という基本的な、全体を網羅した課だと思うのです。今回の委員さんが地域意向調査というものをやられているのですけれども、これは初めてやられたのでしょうか。

○生涯学習課長

今回、この計画を策定するにあたって初めてお願いしました。

○小嶋委員

拝見させていただきますと、委員さんの顔を拝見すると、ご自分の地域ではないところへ皆さんを振り分けて、ご苦労されたことが分かりまして、これは初めての試みなのに、よくこれだけのことを調査していただいたなという感じがしたのです。これを今後どのように生かしていこうという考えを教育委員会はお持ちでしょうか。

○生涯学習課長

今、生涯学習の場は地域に移っていますので、新潟市教育委員会として全体でこうしようという号令がかかるものではなく、地域のそれぞれのところで生涯学習が活発になっていき、そこで人それぞれが施策を考えていくという時代にこれからどんどんなっていくのだらうと思うのです。そういうところの指針になっていけばいいなと思っています。そういうものを今度はつくっていかねばいけないうのだらうと思っています。

○高山委員

先ほど、素案ではなくて案でいいのではないかというお話をしたのは、もうきちんとできあがっているというくらいもので、大変立派なものだと思っています。教育ビジョンも同じだったのですが、絵に描いた餅にならないようにしなければいけない。書かれていることは実に立派なことであって、だれも文句のつけようがないようなことばかりなのですけれども、これを実際に市民の皆様方が向上するところまでもっていかねばいけないうな気もするのです。例えば具体的な施策についても、学習成果を評価するシステムづくりということが書いてあります。ではこれをどのように、例えば5年間で実現させていくのかというプロセスなり計画なりといったものも、平成22年は目の前ですから、できていなければ実現は不可能です。

もう一つは、実際にそれをやっていっているのかどうかという途中での検証、教育ビジョンのように数値化していくことをある程度必要なのではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○生涯学習課長

この計画の中で市長部局と関連するもの以外については教育委員会が担う部分だと考えております。したがって、ある一定の事業、施策については教育ビジョンの中に今も該当する部分があるでしょうし、今、ちょうど後期策定の時期でもあります

から、それと検証しながら、盛り込むものがあれば加えていきたいと考えております。計画の評価についてはやはり上位とっておりますので、教育ビジョンの年次計画で評価させていただきたいと思っております。ただ、上げっぱなしの計画であってはいけませんので、5年間、これをどのように進めていくかについては独自に考えてまいりたいと思います。

同時に、先ほども申しましたけれども、カラー版についてはもう少し簡略化させながら、多くの市民の方たちに啓発させていただき、生涯学習の必要性、ボランティアの必要性、学習成果を生み出す必要性ということを啓発させていただきたいと思っております。

○高山委員

市民にお配りするときはもっと具体的であっていいと思います。ボランティアはどのような仕事があるか。清掃するとか、植木の剪定だとか、いろいろなボランティアがあると思います。そういったものを例として挙げていくと、相当わかりやすいのではないかと思います。そういう意味で、広報することも大変大事だと思っております。一般市民に、こんなものができたということはどうやって知らせるのかということも大事だと思います。知らせていくところに力を入れていただきたいと思っております。

○生涯学習課長

委員がおっしゃるとおり、できあがったものをそのままお蔵入りにするようなことはしないで、各都市もそういった努力を重ねながら啓発に努めていることを見習いながら、より良い形でお知らせができるように努めてまいりたいと思っております。

○委員長

よろしゅうございますか。

続きまして、「新潟市子ども読書活動推進計画」の素案について、事務局から説明をお願いします。

○中央図書館  
企画官理課長

はじめに、「新潟市子ども読書活動推進計画」の素案について説明いたします。

子ども読書活動推進計画につきましては、昨年7月の本定例会で、検討が始まるにあたっての考え方、有識者会議などの策定体制、スケジュールなどについて説明させていただきました。また、本年度の教育フォーラムでは有識者会議の4人の委員からパネリストを務めていただき、「子どもの読書活動を進める市民のつどい」として開催し、教育委員の皆様からもご参加いただいたところです。

まず、表紙を見ていただきますと、一番下にありますように、この計画は新潟市が策定いたします。めくっていただき、目次ですが、これにより計画素案の構成をご説明いたします。

計画は第1章から第3章までを本文とし、それに付属資料をつけています。第3章の次の「有識者会議委員7人のメッセージ」につきましては、現在、委員に依頼しているところです。

第1章は、「新潟市子ども読書活動推進計画の策定にあたって」とし、計画の趣旨、対象と期間のほか策定の経緯となっております。

第2章は、「子ども読書活動を推進するための方策」で、これが具体的な計画の中身になります。1の「家庭」から4の「地域」まで四つに分けております。

第3章は、「計画推進のために」とし、「数値目標」、「広報・啓発」、「推進体制」としました。

61 ページです。はじめに、「子どもの読書環境の整備とは」として、前文的なものを囲みで入れました。これは、子どもの読書環境についての説明です。子どもの身近に本があること、本を読める場所があること、子どもと本をつなぐ人がいることとしております。この三つがあいまって、子どもの読書環境がつくられること。そして、その環境づくりというのは単に子どもたちのために行うものではなく、大人の生涯を通じた学びにもつながっていくということをこの計画は目指していくことが最初に書いてあります。

62 ページの第1章、1の「計画策定の趣旨」と2の「計画の対象と期間」につきましては、昨年7月の定例会でお示したものを基本としています。3の「計画策定の経緯」では、「(1) 計画策定の体制」で、市役所内の体制と有識者会議について述べています。「(2) 現状と課題の整理」では、これまでの本市の子どもと読書にかかわる取り組みを振り返り、現状と課題を整理することから計画づくりがスタートしたことを記述いたしました。「(3) 計画づくりのなかで」は、有識者会議や庁内の検討委員会、教育フォーラム2009など計画づくりの取り組みの中での事柄を述べています。

次に、65 ページから第2章に入ります。1は「家庭」とし、家庭における現状と課題を書いております。ここでは、この計画づくりのために実施した就学前の子どもを持つ保護者へのアンケート調査から、ポイントとなる事項をピックアップしています。アンケートにつきましては巻末に概要を付属資料として掲載いたしました。66 ページの「取組の方向」では、家庭での取組で、家庭における取組を呼びかけています。67 ページの「市の取組」では①から③まで挙げ、最後に「主な施策と具体的な

取組」を枠で囲ってまとめています。「★」が新規事業、「☆」が継続事業、太字を重点事業としました。新規事業でブックスタート事業の検討を太字の重点事業として書いています。就学前段階の新規取組として検討していきたいと考えています。

2の「保育園・幼稚園」です。「現状と課題」ではアンケート調査の結果から記述しています。「取組み方向」では、ここでも「園での取組」と「市の取組」を挙げております。「主な施策と具体的な取組」では新規事業はありませんが、この計画に位置づける中で、これまで以上に子どもの読書活動を意識した取り組みを行っていきたいと考えています。

3の「学校」です。計画素案全体の中で学校にかかわる部分がボリュームとしては最も大きくなっています。最初に書きましたが、小学校、中学校が子どもの読書活動を推進する最も重要な場所だという認識からです。「現状と課題」は、新潟市独自の調査と文部科学省調査などを基に記述しています。「③学校図書館活用の条件整備」として、蔵書の整備では学校図書館図書標準、人の問題とし、司書教諭と学校図書館司書配置の現状、さらに学校図書館支援センターについても記述しました。「取組の方向」では、「学校での取組」に次いで、「市の取組」では、「①教職員研修」から「⑥学校図書館関係課の連携」までを挙げています。

74 ページの図5をご覧ください。真ん中に「学校、学校図書館活用教育」の推進として、「学校図書館施設の整備」、「資料の充実」、「司書教諭・図書主任・学校図書館司書の協働」としています。周りを囲む関係課、機関が八つあります。これら、教育委員会内の関係課機関が連携し、学校図書館の利活用を進める学校を支援するという事で、これが次のページの「主な施策と取組」の中で新規事業として記載しました、「学校図書館関係課・機関連絡会議」のイメージになります。

75 ページの「主な施策と具体的な取組」です。★が学校にかかわる新規事業です。最初の施策名の「読書活動推進研修」では、読書活動についての管理職研修の実施、司書教諭、図書館主任と学校図書館司書の研修のあり方検討。次の、「読書環境の整備」では、学校への団体貸出配送システムの整備、最後の、「学校図書館の充実」では、学校図書館支援センター整備、学校図書館関係課・機関連絡会議の設置まで六つの新規事業を挙げています。

77 ページに移ります。4の「地域」、「(1) 図書館」です。図

書館を地域における子どもの読書活動推進する拠点と位置づけています。「現状と課題」、「取組の方向」に続きまして、79 ページ「主な施策と具体的な取組」では、合併建設計画に基づく巻図書館、亀田図書館、新津図書館の建設にあたって児童コーナーなどの整備を挙げました。次に「ボランティアの養成」と、「学校、保育園等への支援を」施策として上げています。

「(2) 公民館・地域子育て支援センター等」となっています。「主な施策と具体的な取組」についてはいずれも継続事業でございしますが、計画の考え方を受けた取組になっていくものと思っております。

82 ページからは第3章「計画推進のために」です。1の「数値目標」です。計画に盛り込んだ施策の中で、数値目標としてなじむものを三つ挙げました。学校図書館図書標準の達成校率は小中学校とも、平成26年度末までに100%を目指しています。後の二つは新潟市教育ビジョンの後期実施計画で指標とする予定のものです。2の「広報・啓発」です。教育フォーラム2009における参加者の感想を付属資料に載せていますが、啓発事業は重要であることを改めて認識させられたところです。今後とも、区役所などとも連携した啓発事業に取り組みたいということも入れました。3の「推進体制」です。「主な施策と具体的な取組」では、★にゴシックで、「子ども読書活動推進計画庁内推進会議の設置」により、計画を確かなものにするための組織をつくること。また、その中に、先ほど申し上げた「学校図書館関係課・機関連絡会議」を部会として設置することとしています。

最後の付属資料ですが、就学前段階における子どもと読書に関する調査結果等、計画策定の経緯まで資料としてつけております。

なお、今後の策定のスケジュールにつきましては、本日ご意見をいただいた後、12月議会で報告いたしまして、その後、パブリックコメントを実施し、本年度中の成案策定に向けて作業を進めたいと考えているところでございます。

以上、「(仮称)新潟市子ども読書活動推進計画」素案の概要につきましてご説明いたしました。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの素案の提案につきましてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○山田委員

とてもいい企画だと思いますし、私は全般的に感心している

のですが、しかし、非常に端的な話が、文部科学省で決めた蔵書の標準が、当市が平均的に達成している数値はわりといいのですが、それでも約半分です。要するに本がないのです。これは中央図書館の後の方にも出てくるのですが、政令市の図書館の蔵書としての割合も少ないのではないのでしょうか。計画期間内に100%にしたいという計画でいらっしゃるので、ぜひそうしてほしいなど。そこがスタートだろうと私は思っております。よろしくお願いいたします。

○中央図書館  
企画管理課長

今おっしゃったとおりの現状でございますが、本市の達成率がここに書いてありますが、文部科学省で実施しております「学校図書館の現状に関する調査」というものによりますと、小学校が今45%程度、中学校が39%程度ということで、全国的に見ても、学校図書館の蔵書があまり整備されていない状況になっているようです。私どもといたしましては、この結果にも書きましたが、平成26年度までには100%を達成していきたいと考えております。学校図書館の図書については地方交付税で措置されておりますけれども、私どもの市としては交付税の措置以上の額を教育委員会の中で措置しております。措置額以上の額を学校に配分しているということでございますので、平成26年度までには100%を達成できるのではないかと考えております。

○田中委員

未就園児、あるいは幼稚園の時期、小学校ももちろんそうなのですがけれども、本の果たす役割はすごく大きいと思うのです。私は未就園児や保育園児に絵本の読み聞かせのボランティアをしまして、地域子育て支援センター、幼稚園、小学校などいろいろなところへ行って、職員の方々もすごく熱心ですし、幼稚園の園長先生や先生方ももちろん熱心です。ただ、私立の幼稚園に関しては全くどのような状況なのかということが入ってこないのです。私立の幼稚園に呼ばれて読み聞かせをしたことは一度もございませんし、状況が全くわからないのですけれども、今回、アンケートをとったりしていますが、そのアンケートで何となくかすかに状況がわかったかなという程度で、私立の幼稚園のようす、どのくらい読み聞かせ、絵本を重要視しているかとか、園児たちがどれだけ本に親しんでいるかというようすが見えてこないのです。新潟市立の幼稚園などは大変よくわかるのですがけれども、私立の幼稚園ではアンケート調査はしているのでしょうか。

○中央図書館  
企画管理課長

このアンケート調査につきましては私立幼稚園も全部入っているのですが、はっきりとした、どれくらいの頻度で読み聞か

せがやられているかということについては。

○中央図書館長

記述させていただいているアンケート調査の内容については、私立保育園、幼稚園を含めて調査をしておりますので、全体のものとしてとらえております。先ほど申し上げた有識者会議のメンバーに私立の保育園長さんに入っていて、さまざまな状況を紹介させていただいております。一言ではなかなかご説明できませんが、私立の保育園では園方針によって絵本を活用されたり、絵本のコーナーを設けたりしているところも多くございます。ボランティア活動していないというところもございますし、さまざまな状態がありますが、私立も公立も同じです。

○田中委員

様子はさまざまということは、すごく熱心なところもあるが、そうではないところもあるということですか。

○中央図書館長

そういうことになるかと思います。

○高山委員

これは初めて作ったものですか。

○中央図書館

初めてです。

企画管理課長

○高山委員

これは文部科学省からの要請もあったのですか。

○中央図書館

これは、法的な背景を申し上げますと、国が平成13年12月に子どもの読書活動の推進を図るために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」というものをつくりました。政府はそれを受けて、「子どもの読書活動に関する基本計画」を策定することになりました。都道府県、市町村は国、県の計画を参考に、独自の市町村の計画をつくるよう努めなければならないと。義務ではなくて努めなければならないという努力義務を定めたということで、それを受けて、今回策定したものです。

企画管理課長

○高山委員

ここに目的として書いてあるものが、子ども読書環境づくりが最大の目標ととらえていいですか。

○中央図書館

そのとおりでございます。

企画管理課長

○高山委員

最初の61ページの囲みの中はどこかに書いてあるのですか。新潟でつくったのですか。

○中央図書館

これは私どもでつくりました。

企画管理課長

○高山委員

中ほどに、「子どもに本を読むことを強制できるものではありません」と。これは確かにそのとおりなのですが、学校で朝読書活動といって、ある意味強制的に読ませているようなところもあるのです。ですから、あえて書く必要があるのかどうか、



少し心配するのです。つまり、朝読書などを進めていることなどに、ある種ブレーキがからないようにしていただきたいと思えます。そういった意味で、こここのところの表現は少し考えた方がいいのではないかという気もしております。

もう一つ言いたいことは、この間の柳田邦男さんの講演でブックスタートということが出てきて、それをここに反映させているのはいいことだと思います。あのときに柳田さんがおっしゃっていたことは、70ページの「現状と課題」の中の1番、「子どもの生活時間と読書」というものがあるのですが、テレビや電子メールや携帯電話といったものの接触時間が長くて、学年が上がるについて本を読まない傾向が強くなってきたということなのです。こここのところが一番、読書に親しむ機会を失っている可能性が高いということで、ノーゲームあるいはノーテレビという日を設けて、読書に親しませることも大切なことであると思えます。ここに入れ込むかどうかは別として、そういった現状を踏まえた上で施策を立てていくということが大事ではないかと、個人的には思うのです。いろいろといいことがたくさん書いてあるのですけれども、一番の問題点はやはり子どもたちがゲームに興じている、携帯にのめり込んでいるという状況が見られましたので、その辺のところに、ある種大人目から見て歯止めをかけながら、本を読む習慣をつけることが大事なのではないかという気がします。フォーラムの意見にも、ノーテレビ、ノーゲームデーが大切という意見も出ております。そここのところを、できたら何とかならないかというのが私の意見です。

○小嶋委員

利用者満足度調査ということでいろいろな調査をされたわけなのですけれども、努力義務ということで目標を決めておられたと思うのですけれども、不満足という低いところをいかに上げるかということが非常に大事になってくると思うのですけれども、取り組めるところと取り組めないところというのがありますね。調査して満足でない部分。129ページです。感じたことなのですけれども、不満足ということをおられる人がけっこうおられるわけなのですけれども、その辺の不満足度を満足に高めていくということが利用者をリピーターとして広げていくきっかけになると思うのですけれども、この経過報告というか、取り組んだ経過報告というものは図書館としての活動はございますか。

○中央図書館

これは8月に実施したわけですが、今後も引き続き定期的に

企画管理課長	<p>こういった調査は行って、利用者の満足度を調査して、図書館のサービスの改善につなげていきたいということは考えております。</p>
○山田委員	<p>先ほど高山委員も触れておられたのですが、ブックスタートの話が出ておりました。これで見ると、政令市では8市が実施しているということなのですが、その環境あるいはそういうことを受けている人たちのお母さん方の意見を集約したようなものはありますか。あるいはどういう状況かということはお聞きになっていますか。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>政令市の環境といいますか、お母さん方の資料などは持っておりませんが、ほかの市でやっている状況を私どもは視察で見せてもらったのですけれども、やはりよろこばれているようです。</p>
○山田委員	<p>もらうのだからよろこぶのだと思うのですが、そういうことが本好きの子どもをつくっていくということで、2年後、3年後つながっていくのかというところで、大変魅力ある活動なものですから、分かりやすい活動です。でも本当そうかなということもあるはずです。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>ブックスタートはご存知だと思いますけれども、本を手渡すだけではなくて、その場で絵本の読み聞かせを行って、絵本のおもしろさ、あるいは親子でふれあう時間を持つきっかけをつくっていくという活動ということで、将来、子どもを本好きにするための一つのきっかけづくりでもあるのではないかと考えています。</p>
○委員長	<p>そのほかにございますか。</p> <p>私も少し気になるところがあるのですけれども、子どもに読書習慣を決定する最大の要因は家庭だと思います。新潟小学校で「プレママスクール」というものをやっておりますので、ぜひ、推進会議の設置がありますので、計画の中に盛り込むかあるいは「子どもの読書活動を推進するための方策」の1の「家庭」の中に文言として入れておく必要があると感じます。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>少し気になる表現で、「ヤングアダルト」というのは最近使われている言葉なのですか。</p>
○委員長	<p>一般ではどうかわかりませんが、「青少年」という言葉を使えばいいのか。</p>
○中央図書館 企画管理課長	<p>あえて英語を使う必要があるのかどうかです。</p> <p>そんなことはないと思います。</p>

○委員長	ティーンズとどこか違うかということがありますが。
○中央図書館 企画管理課長	ティーンズは低学年。
○委員長	ローティーンとかハイティーンと言っていました。
○中央図書館長	ヤングアダルトという言葉は、ある意味では図書館業界の言葉かもしれませんが、一般的にヤングアダルトという言葉を使っておりますが、委員がご指摘のような意見もありまして、私どもの図書館ではコーナーづくりをしていますけれども、ティーンズコーナーと呼んでおります。
○委員長	ということは、ヤングアダルトという言い方はしていないということですね。していないのならする必要はないだろうと思います。
○高山委員	言葉の問題で言えば、今、横文字の氾濫で、しかも日本で造語されたような言葉がまかり通っていて、悩ましい状況なのです。やはり日本語を大事するという意味で、なるべく日本語で、わかりやすく書いていただきたいと思います。これはお願いであります。
○委員長	続きまして、「新潟市立図書館ビジョン」の素案について、お願いします。
○中央図書館 企画管理課長	次に、「新潟市立図書館ビジョン」の策定状況について報告させていただきます。先回の定例会では委員の皆様から貴重なご意見、ご指摘をいただき大変ありがとうございました。その後、先月初旬に中央図書館をはじめ豊栄、新津、白根、西川の各図書館で図書館協議会を開催し、ビジョンの素案についてご協議いただきました。また、先月中旬に開催された社会教育委員会会議でも素案の策定状況について報告させていただきましたが、その場でも委員の皆様からご意見、ご指摘をいただいたところです。本日は、こうした経緯を踏まえ、先回の会議で説明させていただいた素案をかなり大幅に見直しましたので、改めて内容につきまして説明させていただくとともに、あわせて先回の会議でお示しできなかった「本市の目指す図書館像」を受けて、「今後の取組の方向」と「図書館の評価」について説明させていただきます。
	はじめに 106 ページの目次をご覧ください。最初に、本ビジョンの名称でございますが、先回の会議でのご指摘を踏まえ、「新潟市立図書館振興ビジョン」から「振興」という字句を除き、「新潟市立図書館ビジョン」という名称に改めてさせていただきました。

次に構成ですが、先回説明いたしました「新潟市立図書館の現状」及び「新潟市立図書館の課題」を本文から除き付属資料とし、本ビジョンの核となる「新潟市の目指す図書館像」を中心とした構成に改めました。なお、現状及び課題につきましては分けて記述しておりましたが、「新潟市立図書館の現状と課題」として、内容もコンパクトにし一つにまとめました。

次に 107 ページですが、新たに前文を追加いたしました。これまで市民とともに歩んできた本市の図書館の歴史を振り返り、これからもこうした歴史を大切にしながら、市民に支持される図書館づくりを進めていくという、本市図書館運営の基本姿勢について述べたものでございます。

109 ページをお開きください。1の「図書館ビジョン策定の目的」です。前の素案では「策定の背景」の中で策定指針を記述しておりましたが、目的として明示いたしました。2の「図書館ビジョンの構成と期間」です。本ビジョンは「新潟市の目指す図書館像」と今後の取組の方向を中心に構成されていますが、「新潟市の目指す図書館像」は概ね10年を通じて目指す図書館の姿を、また「今後の取組の方向」については、平成22年度から26年度までの5年間に取組施策と事業を提示するものです。3の「図書館ビジョン策定の方法」については五つの図書館協議会から意見の提言を受け、新潟市教育委員会が策定するものとします。

4の「図書館ビジョン策定の背景」ですが、目指す図書館像や基本となる理念や計画として、新潟市立中央図書館基本計画、新潟市教育ビジョン、国の図書館政策として「教育振興基本計画」、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画について記述いたしました。

次に111ページの5の「新潟市の目指す図書館像」です。「(1) 図書館運営の理念」ですが、本市の図書館のミッションを表現するフレーズを「心豊かな都市(まち)づくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点」としました。前の素案では「心豊かな都市(まち)づくりを支える情報の発信基地」としていましたが、図書館協議会の意見を参考にさせていただき見直しをいたしました。(2)の「新潟市の目指す図書館像」の4本の柱及び趣旨説明につきましては、イの「分権型図書館」の「地域づくりに寄与する」の頭に「特色ある」と字句を新たに加えるなど、一部記述を整理させてもらいましたが、基本的に内容に変更はございません。「(3) 効率的、効果的な運営を目指して」

につきましては、前段の文で、図書館ネットワークを生かし特色ある図書館運営を進めることや、サービスポイントのあり方の検討を新たに書き加えました。

6の「今後の取組の方向」ですが、目指す図書館像を受けて、4本の柱ごとに、今後5年間で充実を図り、また、新たに具体化したいと考えている事業、施策について記述しております。

ア「課題解決型図書館」の施策②の前段、「市民に身近な生活課題解決のための情報提供」では、医療、年金、相続など身近な困り事、相談に対応するため、資料提供や相談機関の紹介、情報コーナーの設置などを想定しておりますけれども、「(仮称)暮らしの支援サービス」に取り組むとともに、関連して、専門機関による相談会の開催なども検討したいと考えております。

イ「分権型図書館」の施策②です。地域コレクションの充実と活用などのほか、地域の取組として、中央、豊栄、新津、白根、西川の各図書館に設置されている図書館協議会の委員が意見交換などを行う場として、合同の情報交換会を開催いたします。

ウ「学・社・民融合型図書館」では、「子どもの読書活動推進計画」の取り組みと重複していますが、子どもの読書活動にかかわる機関への働きかけや支援について記述しました。

エ「パートナーシップ型図書館」では、利用者市民が図書館運営に参画する機会として、図書館利用者懇談会の開催や、ボランティアとの連携・協力を深めるとともに、書店等と連携した講演会などの事業連携にも取り組みたいと思っています。

次に「(2) 効率的、効果的な運営に向けて」では、合併建設計画に基づく施設整備や開館日・開館時間の拡大、資料・情報の収集や広報の充実に努めていくことにしております。

次に118ページをご覧ください。7の「評価」ですが、図書館評価については2008年の図書館法の改正で「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務が定められたところがございます。こうした動向も踏まえ、サービス、業務の改善を図り、市民、利用者の満足度の向上を図ることを目的に、平成22年度の施策事業から評価実施することにしていきます。評価は自己評価のほか図書館協議会による外部評価を行い、定期的に市民、利用者を対象にアンケート調査を実施したいと考えています。評価の方法につきましては、図書館運営全般と個別の施策事業に分けてそれぞれ評価指標を設定し実施することにしております。

最後に、今後の策定スケジュールでございますが、本日、ご意見をいただいた後、「子どもの読書活動推進計画」と同様、12月議会へ報告、その後、パブリックコメントを行い、今年度中の成案・策定に向けて作業を進めたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告にご意見、ご質問をちょうだいいたします。

○高山委員

前回に出されたもの比べて大変よくなっていると私は思います。肝心なところは、最初の「策定の目的」のところですか。このところがまだ弱いような気がします。社会の変化があること、それが図書館行政にどう影響して、どうならなければいけないのか、だから私たちは新しい図書館について考えるのだという形でもっていかれたと思うのですけれども、現代の社会の分析といいますか、この辺についての言い方なり表記の仕方なり、考え方なりがびんとこないというか、しっかりと書かれていないという感じがしないでもない。

ここが一番大事なところですから、例えば札幌のものを引っ張り出してきたのですけれども、「近年、自由時間の増大、少子高齢化社会への移行、国際化社会及び高度情報通信社会の進展、産業構造の変化などの社会の変化に伴い、市民の学習ニーズも多様化、高度化している」という書き出しがあるのです。非常に格調が高い。「このような社会の変化の中で、市民は今後心の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を期待するものと考えられる」という、大変すばらしい文言が並んでいるのです。だから新しい図書館を考えなければいけないのだというところの説得力に欠けるのです。真似をしろとは言いませんけれども、もう一度お考えいただけないかという思いがします。

そのほかに、例えば112ページの「(3) 効率的、効果的な運営を目指して」の後段部分、この辺が、何を言いたいのかというところがよく分からないのです。つまり、財政は厳しいけれども、民間活力の利用だとか、適切な資源配分によって質の高い図書館サービスに努めていく。その方策を検討するということですか。多分そうだと思うのですが、これを読んでいると、そのようにはなかなか受け止められないのです。もう少し文章を分かりやすくまとめていただきたいという気がします。

そういうこと言えば、その前の111ページの「ネットワー

クを活かした「課題解決型図書館」というところの真ん中あたりで、「図書館でどんな分野の事柄も一通りの情報は得ることができる」と、一通りというのは俗っぽい言い方です。そういう表現でいいのかという気がします。インターネットのところでも、「玉石混交の情報が氾濫する中で」、これは確かにそのとおりなのですが、文章のつながり具合が少しおかしい気がします。その下の「特色ある地域づくりに寄与する「分権型図書館」」では、「地域の特色を活かした、地域に根ざした図書館づくり」、これは「特色を活かし」ということではないのですが、「地域の特色を活かし、地域に根ざした図書館づくり」ということで、「た」はなくてもいいような気がしました。「固有な資料」も「固有の資料」でいいのではないかと思います。最後に「あらゆる場面で地域住民の参加」と書いてあるのですが、「あらゆる場面」というのはどういうことを意味しているのか私は理解できないのです。

この辺のところを少しお考えいただきたいと思います。言いたいことはわかるのですけれども、もう少し格調高くしていただきたいという気がするのです。

○委員長

高山委員から相当な要求がございましたが。

○中央図書館

検討させていただきたいと思います。

企画管理課長

○委員長

そのほかにございますか。

○小嶋委員

非常によくできていて、改善されたなと思って読ませていただいていたのですが、市民の立場に立ちますと、先ほどの質問を繰り返させていただくと、各図書館を利用させていただいていて、不満度が高いところを少しでも満足度に近づけていただけるようにしていただきたいと。できることとできないことがあると思うのです。できれば、少しでも改善していただいて、リピーターを増やす。また多くの人が一人が二人を呼んで来て、図書館がよくなったよと声かけできるような場所づくりの地域になっていただければいいと思います。それをお願いしたいと思います。よろしく願います。

○委員長

そのほかにございますか。

一生懸命まとめていただいたのはわかるのですけれども、図書館ビジョンはまだ計画なのです。日本全国の政令市の図書館がどうあるべきかというところの議論をもう1回する必要があるのでないかと思うのです。誠に申しわけないのですが、どこもこういうことを書いてあるのです。特色あるというところ

に図書館がどういう特色をつけていくのかというのは、各地に与えられた条件のような、インフラだとか、そういったものが総合的にあって、図書館のビジョンというものできてくるべきだと思っているのです。

これはとんでもない話になるかもしれませんが、新潟市というのは「食」なわけです。「食」ということに関して、「食」のすべての、あるいは世界のいろいろな情報といったものが新潟市に行けばあるよと。全国の皆さんに新潟市の図書館に来てくださいというくらいなグローバル、ボーダーレスになっているということが書いてあるのだから、逆に言うと、確かに新潟市民のための図書館であるかもしれないけれども、そこにもう一歩踏み込んだ形のビジョンがほしいなと思うのです。それが可能かどうかわかりません。

ただ、中央図書館という立派な図書館があったので、市民のためだけの図書館であっていいのかと。やはり情報の拠点ということは当たり前の話でありまして、その情報というのは何なのか、何を情報提供していくのか。政令市の図書館は何を情報として発信していくのかということをもう少し、政令市新潟だけで考えるのではなくて、極東アジアなどを踏まえながら考えてもらおうと、ビジョンという形になるような気がするのです。これを見ると、インターネットで調べてもいいかなくらいなので、これから多分、全部の図書館が連携しながらやっていく時代が出てくると思うので、そのあたりも踏まえながら、もう1回議論していただけるとありがたいという意見でございます。

一応、協議会なので言いつばなしみたいな感じになりますけれども、この辺のところで各委員の意見も精査させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして協議会を終了させていただきます。

恐れ入りますが、ご退席をお願いします。

## 第7 閉会宣言

○委員長

午後12時20分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(報告案件 職員的人事について、報告を行う。)



以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員